平成26年度決算における財政指標を公表します

町では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の健全化を判断するために、４つの健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を算定しています。

■健全化判断比率【表１】

（単位：％）

財政指標	平成25年度	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	11.2	11.3	25.0	35.0
④将来負担比率	86.9	76.1	350.0	

※　実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「—」で表示

■公営企業の資金不足比率【表２】

（単位：％）

特別会計の名称	⑤資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	

※　資金不足比率が算定されない場合は「—」で表示

用語の説明

①実質赤字比率
一般会計など（開成町の場合は、給食事業特別会計含む）の実質的な赤字額が、標準財政規模に対して、どれだけの割合を占めるかを指標化したものです。

②連結実質赤字比率
全会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての実質的な赤字額が、標準財政規模に対して、どれだけの割合を占めるかを指標化したものです。

③実質公債費比率
一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に対して、どれだけの割合を占めるかを指標化したものです。

④将来負担比率
一般会計などが将来負担すべき実質的な負債額が、標準財政規模に対して、どれだけの割合を占めるかを指標化したものです。

⑤資金不足比率
公営企業の資金不足額が、事業の規模に対して、どれだけの割合を占めるかを指標化したものです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、財政状況が悪化した自治体に対して、早期に財政の健全化を促すために制定された法律です。毎年度、財政指数の算定を行い、公表することが義務付けられています。

公表が義務付けられている財政指数のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの指標をまとめて健全化判断比率といいます。

健全化判断比率の４指標のいずれかが早期健全化基準を上回ると、「早期健全化団体」に指定されます。

さらに悪化し、将来負担比率を除く３指標のいずれかが財政再生基準を上回ると、「財政再生団体」に指定されます。

町の健全化判断比率は【表１】のとおりで、早期健全化基準を下回っています。

また、公営企業の健全化については、資金不足比率を算定し、経営が健全かどうかを判断します。町では、【表２】のとおり資金不足は生じていません。

町民一人あたりに使われたお金

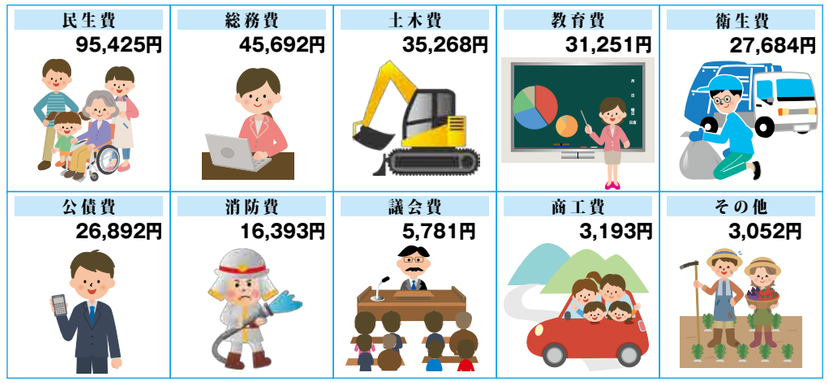

※　その他は、農林水産業費・諸支出金・災害復旧費
※　人口は平成27年３月31日現在　住民基本台帳人口16,812人で換算

合計　290,631円

平成26年度の主要事業

総務費

・町民センター外壁等改修工事 2,268万円

・上延沢自治会館雨漏り対策屋根改修工事 222万円

土木費

・町道235号線改良工事 1,722万円
・町道109号線舗装補修工事 1,662万円
・十文字橋橋りょう補修詳細設計業務委託 1,551万円
・源治橋架替え設計業務委託【繰越】 1,461万円

民生費

・子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 254万円
・第６期高齢者保健福祉計画策定業務委託 237万円

衛生費

グリーンリサイクルセンター整備工事 690万円

農林水産業費

上島農道舗装工事 482万円

消防費

防災ラジオ購入費 266万円

教育費

幼稚園マイクロバス購入費 484万円

商工費

あしがり郷拠点整備の基本計画及び基本設計策定業務委託 318万円